

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

取締役会は、当社経営理念に基づき、様々なステークホルダーとの共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を企図した経営を行います。

その実現のためには、経営の透明性、法令遵守および環境変化への迅速な対応等を確保できる体制が必要であり、取締役会はコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定してコーポレートガバナンスの維持、強化に努めます。コーポレートガバナンス・ガイドラインは、当社ホームページに公表しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

原則4-11 [取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件]

当社は、取締役の員数を10名以内としており、取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、海外勤務経験者等、国際性を有する者を含めるなど、多様性と適正規模を両立させる形で構成しております。

なお、現在、女性取締役は選任しておりませんが、将来これを実現するため、女性従業員の採用・育成に最大限注力しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1 - 4 [上場株式の政策保有に関する方針]

当社は、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を除き、原則これを保有しないこととしております。政策保有上場株式の時価総額は、2021年3月末現在、総資産の0.013%となっており、今後とも不要な政策保有株式は処分し縮減に努めます。

原則1 - 4 [政策保有の適否検証]

当社は、取締役会において、全ての政策保有上場株式について、当社グループの企業価値の維持・向上に資するものが保有に伴う便益が資本コストに見合っているかについて毎年検証しております。

原則1 - 4 [政策保有上場株式に係る議決権行使基準]

政策保有上場株式に係る議決権行使は、当社の中長期的な企業価値向上に資するか否か、または、発行会社の中長期的な企業価値向上に資するか否かの観点に立って、議案毎に判断しております。

原則1 - 7 [関連当事者間取引に関する枠組み]

関連当事者間取引を行う場合においては、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することがないように方法を定めております。

当社と取締役(監査等委員である取締役を含む)および執行役員との取引は、取締役会規則において取締役会承認事項になっており、当該取引の有無については、毎年定期的に調査しています。主要株主等との取引を含めた関連当事者間取引については、市場価格・総原価を勘案した一般的取引条件により行なわれているか、コンプライアンスが遵守されているか等、取締役会において継続的に監視を行っております。

原則2 - 6 [企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、エンシュウ企業年金基金を通じて、企業年金の積立金の運用を行っています。

エンシュウ企業年金基金は、積立金の運用を複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。

同基金には、代議員会、資産運用委員会が設置されておりますが、当社は、資産運用委員会に、社長、管理本部長、経営管理部長等を配置しております。資産運用委員会は年2回以上開催され、運用方針および運用受託機関選定にかかる助言、運用受託機関の資産運用に関するモニタリング等を行っております。また、当社は委員会メンバー向けに研修を行う等の取組みを実施しております。

原則3 - 1 [情報開示の充実]

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について、それぞれ開示しております。

(1) 経営理念・中期経営計画

・当社ホームページに開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

・コーポレートガバナンス・ガイドラインとして、当社ホームページに開示しております。

(3) 取締役会が代表取締役と取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・本報告書後記 [取締役報酬関係] において、開示しています。

(4) 取締役会が代表取締役の選解任と取締役(監査等委員である取締役を含む)候補の指名を行うに当たっての方針と手続

< 代表取締役の選任 >

・代表取締役の選任は、会社の業績や経営環境を踏まえ、実績、能力、人柄等を総合的に勘案して、取締役会にて公正に決定する。なお、手続の透明性を確保するため、指名・報酬諮問委員会の助言・提言を得た上で、取締役会において決定する。

< 代表取締役の解任 >

・代表取締役の解任基準は以下の通りとする。

- 1)業務執行に際し、法令もしくは定款その他当社の規程に違反し、当社に多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと。
- 2)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められたこと。
- 3)職務執行に著しい支障が生じたこと。
- 4)選任方針の各要件を欠くことが明らかになったこと。

・代表取締役の解任手続は以下の通りとする。

指名・報酬諮問委員会を開催し、公正、透明かつ厳格な審議を経たうえで、取締役会において決定する。

<取締役(監査等委員である取締役を含む)候補の選任>

・取締役候補者の指名については、候補者に関する情報を収集の上、取締役会の役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力などを総合的に勘案し、その責務にふさわしい人物を取締役社長が推薦し、指名・報酬諮問委員会の助言・提言を得た上で、取締役会において決定する。なお、監査等委員である取締役は監査等委員会の同意を得ることとする。

・社外取締役候補者の指名については、会社法に定められている社外取締役の要件に従い、本人の経歴および資質に基づき取締役社長が候補者を推薦し、指名・報酬諮問委員会の助言・提言を得た上で、取締役会において決定する。

(5)取締役会が代表取締役の選解任と取締役(監査等委員である取締役を含む)候補の指名を行う際の個々の選解任・指名理由

・取締役候補の指名理由は、株主総会招集通知の参考書類に記載する。株主総会招集通知は、東証TDnetおよび当社ホームページにおいて開示する。代表取締役の選解任理由は、東証の適時開示事項として、東証TDnetおよび当社ホームページにおいて開示する。

補充原則4-1-1【取締役に対する委任の範囲】

取締役会は、法令上定められている事項等については決議事項とし、その他全取締役が情報共有すべき重要事項については報告事項とする旨を、取締役会規則に定めています。

業務執行に関わる権限は、意思決定の迅速化を図る観点から代表取締役社長に委任していますが、重要事項については執行役員等による経営会議において協議する旨を経営会議規則に定めています。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準】

東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断します。

1.現在において、次の(1)~(6)のいずれかに該当する者

- (1)当社の主要な株主(議決権所有割合10%以上の株主)又はその業務執行者
- (2)当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上上の2%を超える取引先又はその業務執行者
- (3)当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上上の2%を超えるもの又はその業務執行者
- (4)当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員
- (5)当社から、直近事業年度において年間1,000万円以上の寄附又は助成を受けている組織の業務執行者
- (6)弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

2.過去3年間のいずれかの時点において、上記(1)~(6)のいずれかに該当していた者

補充原則4-11-1【取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、当社の事業運営における十分な知識、経験、能力を有する社内出身の取締役と社外取締役が、バランスよく構成されるように努めます。

また、取締役を10名以内とする定款の下、より迅速な意思決定を行なえる体制づくりに努めます。

補充原則4-11-2【取締役(監査等委員である取締役を含む)の兼任状況の開示】

取締役(監査等委員である取締役を含む)の上場会社役員兼任状況は、以下の通りです。

・石塚 尚(社外監査等委員)

株式会社桜井製作所 社外監査役

・森 和彦(社外監査等委員)

浜松ホトニクス株式会社 上席執行役員

補充原則4-11-3【取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要開示】

当社は、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第31条4項に基づき、各取締役が、取締役会の実効性等につき評価を行った上で、それを踏まえた前年度の分析・評価を2021年4月27日付取締役会において行いました。その結果は概ね良好でした。次年度取締役会においては、独立社外役員間の情報交換の場をより一層活性化すると共に、新たな社会・環境課題等についての情報収集や意見交換にもより力を注いでまいります。

補充原則4-14-2【取締役(監査等委員である取締役を含む)および執行役員のトレーニングの方針】

取締役(監査等委員である取締役を含む)・執行役員は、役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深め、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めます。

(1)管理本部担当役員および取締役会事務局は、新任の取締役(監査等委員である取締役を含む)および執行役員に対し、必要に応じて、会社の事業、財務、組織等に関する知識習得とその職務に求められる役割と責務を理解するための機会を提供する。また、その後も必要に応じて、継続的に機会を提供する。

(2)管理本部担当役員および取締役会事務局は、取締役(監査等委員である取締役を含む)および執行役員に対し、経済動向、法律改正等必要な知識の習得や能力の研鑽に資すると思われる研修機会を毎年提供する。取締役(監査等委員である取締役を含む)および執行役員はその受講状況を取締役会事務局に報告、その結果を毎年取締役会が確認する。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】

株主からの対話の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応します。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は下記の通りです。

(1)株主との対話全般の統括は、管理本部担当役員が行う。

(2)株主との対話促進を図る担当部門は総務課とし、社内関係部署である経営管理部等との定期的な意見交換・情報共有を行う等により、相互の連携を図る。

(3)ホームページの拡充等による情報発信の強化に努め、株主からの対話の申込に対しては、前向きかつ丁寧に対応する。また、対話の申込状況等を勘案し、説明会の開催等、個別面談以外の対話の手段の充実も検討する。

(4)対話において把握された株主の意見・懸念については、管理本部担当役員が毎月取締役会に報告する。

(5)インサイダー情報の管理については、当社内規である「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」を徹底するとともに、上記(2)の情報共有の中で、インサイダー情報の確認を行う。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エンシュウ取引先持株会	737,090	11.68
ヤマハ発動機株式会社	645,739	10.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	288,700	4.57
浜松ホトニクス株式会社	200,000	3.17
前尾和男	186,700	2.96
株式会社みずほ銀行	157,267	2.49
みずほ信託銀行株式会社	145,500	2.30
株式会社りそな銀行	141,425	2.24
前尾吉信	120,000	1.90
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	116,700	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(2)大株主の状況については、2021年3月末の株主名簿の内容を反映させた最新データであります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
墨岡 良一	他の会社の出身者													
石塚 尚	他の会社の出身者													
森 和彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

墨岡 良一		墨岡良一氏は、当社の売上の3割程度を占める主要な取引先であり、当社の株式の10.24%を保有する主要株主であるヤマハ発動機(株)の上席執行役員として、企画・財務担当の業務執行者でありましたが、同社上席執行役員を2017年3月に退任し、退任より4年が経過したことから、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。	墨岡良一氏は、長年にわたりヤマハ発動機(株)の役員を務められた経験があり、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営を監督していただくと共に、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、経営強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、過去において、上記「会社との関係」についての選択項目eとgに該当致しますが、「適合項目に関する補足説明」に記載いたしましたとおり、ヤマハ発動機(株)の役員退任後3年が経過し、「独立役員関係」その他独立役員に関する事項に記載の当社独立社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員として指定しております。
石塚 尚		株式会社桜井製作所の社外監査役を兼務しております。	石塚尚氏は、弁護士としての専門的な知見および豊富な経験と幅広い見識を有しております。企業の社外監査役及び監査等委員である社外取締役として、長年にわたり企業の法務や会計監査に携わっていることから、法務及び財務、会計に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営に活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
森 和彦		当社の株式の3.17%を保有する大株主である浜松ホトニクス株式会社の上席執行役員を兼務しております。 当社と浜松ホトニクス株式会社の間にはレーザー関連事業で仕入等の取引関係がありますが、同社との取引規模は僅少に推移しております。	森和彦氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しております。浜松ホトニクス(株)では経理財務担当上席執行役員及び管理部長を務められており、財務、会計及び法務に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営に活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、上記「会社との関係」についての選択項目hに該当致しますが、「適合項目に関する補足説明」に記載いたしましたとおり、浜松ホトニクス(株)との取引は僅少であり、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員として、東京証券取引所に届け出をしております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

当社の監査等委員会より職務を補助すべき取締役等及び使用人を置くことを求められた場合は、速やかに対応するものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 会計監査人および取締役会・監査等委員会は、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切に対応しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人候補を適切に選定し、会計監査人を適切に評価するための基準を策定しています。また会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについては、常に確認をおこなっています。

3. 取締役会、監査等委員会は下記の対応を行います。

- (1) 会計監査人の十分な監査時間の確保。
- (2) 会計監査人と代表取締役・管理本部担当役員との面談の確保。
- (3) 会計監査人と監査等委員、内部監査部、社外取締役との連携の確保。
- (4) 会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制の確立。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、代表取締役・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役が過半を占める独立した諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会は指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討については、指名・報酬諮問委員会の関与・助言を得る。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【独立社外取締役の独立性判断基準】

・東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断する。

1. 現在において次の ~ のいずれかに該当する者
 - 当社の主要な株主(議決権所有割合10%以上の株主)又はその業務執行者
 - 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上上の2%を超える取引先又はその業務執行者
 - 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上上の2%を超えるもの又はその業務執行者
 - 当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員
 - 当社から、直近事業年度において年間1,000万円以上の寄附又は助成を受けている組織の業務執行者
 - 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
2. 過去3年間のいずれかの時点において、上記 ~ のいずれかに該当していた者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

長期業績連動報酬は、役職により金額を定めており、役員持株会に抛出し自社株を取得するものです。短期業績連動報酬は、会社の業績を勘案し、決定しております。社外取締役については、業務執行を行うものではない事を踏まえ、業績連動報酬は支給せず、固定報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬は、個別報酬の開示はしていませんが、取締役を支払った報酬額の合計を招集通知に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めております。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての(代表)取締役報酬、執行役員基本報酬、長期業績連動報酬(株式購入)、変動報酬としての短期業績連動報酬により構成し、月額報酬としております。長期業績連動報酬は、役員持株会に抛出し自社株を取得するものです。短期業績連動報酬は、会社の業績により決定しております。社外取締役については、業務執行を行うものではない事を踏まえ、業績連動報酬は支給せず、基本報酬のみとしております。常勤監査等委員は基本報酬および長期業績連動報酬のみとしております。

この決定方針は、判断の客観性と透明性を高めるため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

役員報酬額の決定につきましては、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で原案を策定しており、取締役会はその原案通りの決定をしております。監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役が必要とされる情報については、社内取締役及び取締役会事務局を通じてその報告がなされております。社外監査等委員が必要とされる情報については、常勤監査等委員を通じてその報告がなされております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

コーポレート・ガバナンスの体制の主たる機関として取締役会、監査等委員会を設置し、その補完機関として内部統制会議、経営会議や指名・報酬諮問委員会などを設置しております。

当社は、経営における監督機能と業務執行機能を分離し、併せて業務執行権限の重要な業務執行のうち会社法で定められた取締役会決議事項を除き、代表取締役社長に委任をすることにより、業務執行の充実・迅速化、ならびに執行責任の明確化を図り、経営体制を強化することを目的として、執行役員制度を導入しております。

取締役会

取締役会は、7名の取締役(うち3名は社外取締役であり、そのうち2名は監査等委員)で構成され、原則として月1回開催し、法令上定められている事項等の決定、及び業務執行状況の監督を行っております。なお、当社は、重要な業務執行の会社法で定められた取締役会決議事項を除

き、代表取締役社長に委任しております。

) 監査等委員会

監査等委員会は、3名の監査等委員(うち2名は社外取締役)で構成され、原則として月1回開催されております。常勤監査等委員は、各種の会議に出席し業務執行の状況を詳細に把握・監視すると共に、監査等委員会にて報告を行い、経営へのチェックを行っております。

) 内部統制会議

内部統制会議は、内部統制を推進する組織として、社長により設置された組織であり、そのもとに「リスク・コンプライアンス委員会」「安全衛生委員会」「債権管理委員会」「情報管理委員会」を設置しております。同委員会は、年2回の内部統制会議において、活動状況の報告を行い、取締役会は、これをレビューしております。

) 経営会議

経営会議は、取締役を兼務する技術・製造本部長、管理本部長、営業・開発本部長により構成され、原則として月2回以上開催、重要案件の協議、決議を行っております。

) 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、取締役会の下に独立社外取締役を過半数とする独立した諮問委員会として設置され、原則毎年1回以上開催し、代表取締役、取締役、執行役員の指名及び昇格・降格・解任とそれらに関する評価・報酬・賞与について審議をし、取締役会に対して原案の提示を行っております。

監査等委員会の機能強化に向けた取組状況は、「機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役関係」「会社との関係(2)」、【監査等委員会】「監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況」および【社外取締役のサポート体制】に記載のとおりであります。

また、法定の監査等委員の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査等委員1名を選任しております。

社外取締役1名及び監査等委員3名は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から「監査等委員会設置会社」を選択しております。

当社は、経営における監督機能と業務執行機能を分離し、併せて業務執行権限の重要な業務執行のうち会社法で定められた取締役会決議事項を除き、代表取締役社長に委任をすることにより、業務執行の充実・迅速化、ならびに執行責任の明確化を図り、経営体制を強化することを目的として、執行役員制度を導入しております。

社外監査等委員を含めた監査等委員による監査体制が経営監視機能として有効であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	6月8日(法令期限の6日前)に発送しました。 また、株主の議案検討時間の確保のために、電子開示を5月28日に行いました。
その他	総会の中で、トピックスの紹介と事業報告を、プロジェクターを使用して株主の視覚に訴える説明を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け事業報告会は、2017年度より実施しており、2019年度は年2回(5月・11月)開催しております。 2020年度は、コロナの影響により、中止いたしました。 2021年度は、コロナの影響により、5月に予定しておりました事業報告会は中止いたしました。11月は、今後の状況を勘案して、実施の検討をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信等の開示資料に加え、招集通知、株主通信(報告書)、決議通知書、決算説明資料、中期経営計画、コーポレートガバナンス・ガイドライン、内部統制システム、その他コーポレートガバナンス・コードで要求のある方針等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部総務部総務課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ホームページにおける環境データの開示、地域環境活動への参加、企業向け技能講習への協力、インターンシップ受入等に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は2006年5月16日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に規定する内部統制システムの整備について決議しております。本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の決議内容は2021年4月27日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について決議しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役及び執行役員(以下「取締役等」という)は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備する。経営管理部は、内部統制を推進し、内部監査部は、内部統制の評価を行う。また、法令遵守の全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の法令遵守状況等について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役等は、情報の保存及び管理に関する規程を整備し、情報の保存及び管理に関する全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「情報管理委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役等は、損失の危険の管理に関する規程を整備し、損失の危険の管理に関する全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、経営活動の遂行を阻害するリスク要因を整理して年2回の内部統制会議において報告を行い、取締役会は、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にするように必要な指示を行う。特に、会社に重大な影響を及ぼす可能性のある品質問題については、経営会議で定期的にモニタリングし、必要に応じて対応を協議する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役会規則に基づき経営の基本方針、法令で定められた事項等を決定し、当社の取締役等の業務執行状況を監督する。取締役会は、上記以外の業務執行に係る決定を社長に委任し、社長は経営会議において重要な意思決定を行う。また、当社の取締役等の職務執行が効率的に行われるよう規程類の整備を行う。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備するとともに、法務室を設置して各種法令に関する社内指導を行う。また、法令遵守の全社的推進組織として、内部統制会議議長より任命された担当部長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の使用人の法令遵守状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。

6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

6 - イ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役等は、当社の子会社が重要事項を当社に報告するための規程として「関係会社管理規程」を定める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制を確保し、年2回の現法合同役員会等を通じて、円滑な情報交換を推進する。

6 - ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役等は、当社の子会社の損失の危険の管理を推進するため、年2回の現法合同役員会等を通じて、子会社の取締役等との情報交換を行い、また、必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。当社の「リスク・コンプライアンス委員会」は、子会社の損失の危険の管理に関し、必要な指導を行う。

6 - ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」を定め、年2回の現法合同役員会等により、情報交換を行い、また必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。

6 - ニ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等に対し、「関係会社管理規程」により必要な報告を求め、所在国の法令等を踏まえて各社ごとに「行動規範」を定めるよう指示し、子会社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制を整備する。また、当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、年2回の現法合同役員会等を通じて情報交換を行い、また必要に応じて、取締役等または社員を子会社に派遣する。

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に関する事項

当社の監査等委員会より職務を補助すべき取締役等及び使用人を置くことを求められた場合は、速やかに対応するものとし、補助すべき使用人の配置にあたっては当社の監査等委員会と協議しその意見を十分考慮して検討を行う。

8. 前号の取締役等及び使用人の当社の他の取締役等(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

当該取締役等の業績評価、及び当該使用人の人事異動、人事考課については当社の監査等委員会の同意を得る。

9. 当社の監査等委員会の第7号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該取締役等及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保することで、当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に対する指示の実効性を確保する。

10. 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

10 - イ. 当社の取締役等(監査等委員である取締役を除く)並びに使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社の取締役等及び使用人は、重要な業務執行を審議するため、経営会議等を開催し、当社の監査等委員は、会議等に出席しその報告を受

ける体制とし、報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へその内容を報告する。また、取締役等及び使用人は、全社的(当社及び当社グループ)に特に重大な影響を及ぼす事項については、即報制度等により、速やかに監査等委員に報告する。

10 - ロ . 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「関係会社管理規程」を通じて当社の取締役等に報告し、当該取締役等は当社の監査等委員に対して、当社並びにその子会社から成る企業集団に重大な影響を及ぼす事項及び内容を速やかに報告する。報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へ報告する。

11 . 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした当社並びにその子会社から成る企業集団の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当該報告をしたことを理由とした不利益な扱いを受けないよう取締役会及び経営会議が監視する。

12 . 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした時は、明らかに監査等委員の職務の執行に必要なでない場合を除き、管理本部は速やかに当該費用又は債務を処理する。

13 . その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員は、監査が効率的且つ効果的に行われるために、経営会議等重要会議に出席し、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催する。また、内部監査部より報告を受け、必要に応じ調査を依頼することができる。

2 . 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

反社会的勢力への対抗姿勢として、企業としての信頼を維持し、業務の適正性・健全性を維持するために、「エンシュウ株式会社 行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する。反社会的勢力による不当要求等に対しては、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

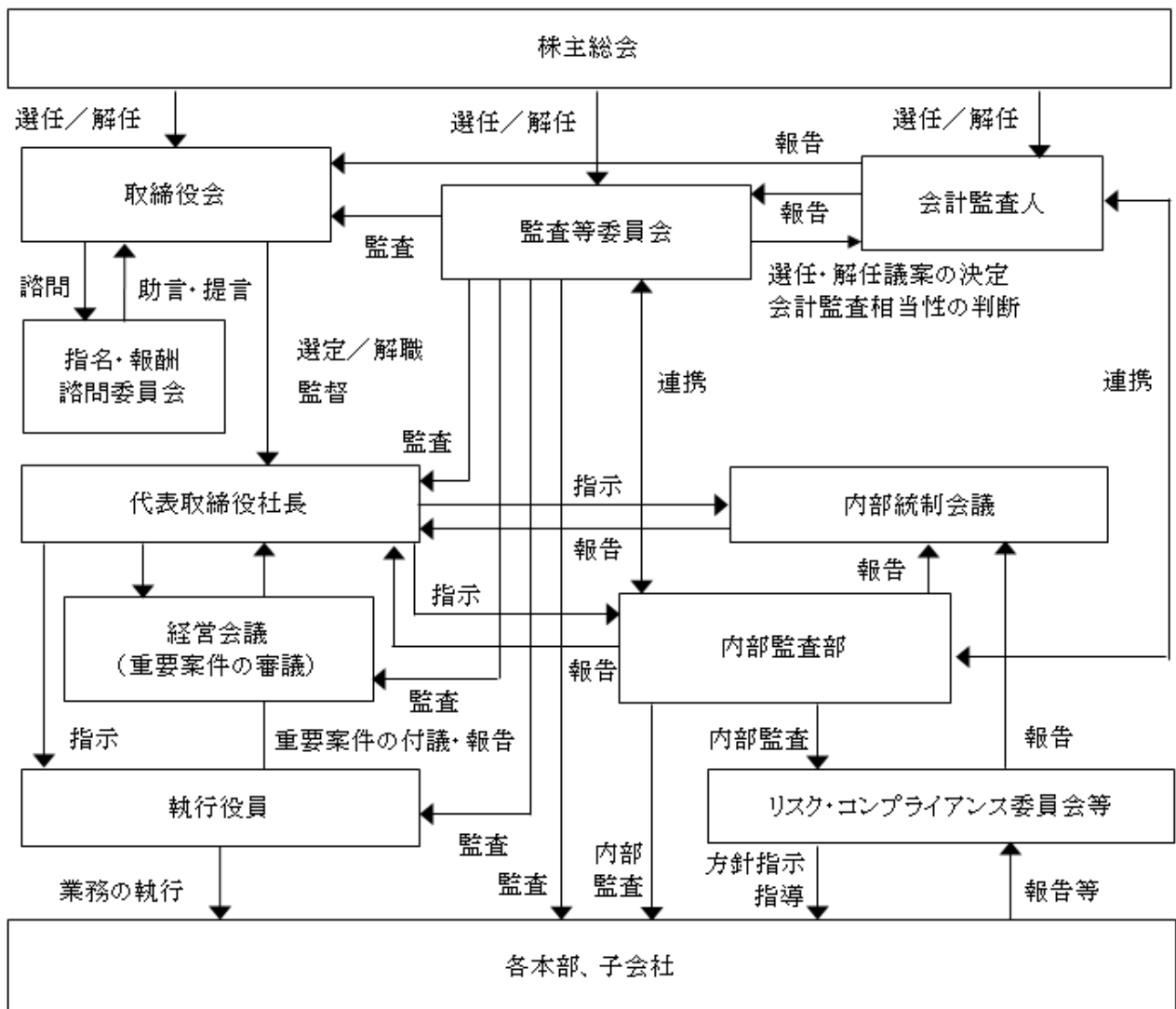
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

取締役会等により決定された重要事実については、適時開示規則に従い、開示の必要性の有無を情報取扱責任者を中心に判断し、迅速な開示を行っております。また、重要な事実の発生については、情報取扱責任者の管理の下、開示規則に従い適時適切な開示を行っております。情報収集・適時開示に係る業務の担当者は、インサイダー取引規制に抵触することがないように、細心の注意を払っております。

コーポレートガバナンス模式図(監査等委員会設置会社)



適時開示体制の概要（模式図）

